

## きんじろう健康アプリ「きんトレ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市が運用するきんじろう健康アプリ「きんトレ」(以下「健康アプリ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 健康アプリへの広告掲載により、事業者等が市民の健康づくりを支援することで、市民一人ひとりの健康づくりを社会全体で支える仕組みを強化していくことを目的とする。

(広告主の資格)

第3条 健康アプリに広告掲載ができる事業者等(以下「広告主」という。)は、市税等を滞納しておらず、掛川市民の健康づくりを支援する者とする。

(広告掲載の基本方針)

第4条 健康アプリに掲載する広告は、公共性及び公益性を妨げないものであり、社会的に信用性を持てるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗の保持に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治及び宗教性があるもの
- (5) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (6) 虚偽の内容又は事実を異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) その他広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 前2項に規定するもののほか、掲載する広告の内容その他広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の種類)

第5条 掲載する広告は、バナー広告(アプリ画面上に表示される広告画像で、広告主が指定するウェブページにリンクするものをいう。)とする。

2 広告の掲載位置は、健康アプリのトップ画面で市が指定した位置とし、掲載順序はランダム表示とする。

3 1広告主が同一期間に掲載できる枠数は1枠とする。

(広告の規格等)

第6条 掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦150ピクセル、横200ピクセル
- (2) ファイルサイズ 4メガバイト以内
- (3) 画像形式 J P E G、P N G、G I F (透過及びアニメーションG I Fは不可)

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、6ヶ月又は12ヶ月とする。

(広告掲載料及び納入)

第8条 広告掲載に係る費用は、6ヶ月18,000円又は12ヶ月30,000円とし、広告主はその費用

または費用額相当の物品等の納入について市と協議の上決定し、市が指定する期日までに指定場所へ納入するものとする。

2 広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったときは、両者協議の上、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、掛川市ホームページ又は健康アプリ等で公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告掲載を希望する事業者等は、きんじろう健康アプリ広告掲載申込書(様式第1号)に指定の書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第11条 市は、前条の規定による申込書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査して掲載の可否を決定し、きんじろう健康アプリ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、別に定める広告掲載基準より広告原稿を作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告内容の変更)

第13条 広告主は、広告掲載期間内において広告のデザイン等を変更しようとするときは、変更の14日前までに市に申し出るものとする。

(広告掲載の取消し等)

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への通知を要することなく広告掲載の取消し又は掲載した広告を削除若しくは一時停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) 広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページの内容等が、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 決定した掲載期間内に、広告主が行政処分を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が健康アプリへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載の取消し又は掲載した広告を削除若しくは一時停止した場合においては、市は広告主に対してその賠償の責めを負わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月13日から施行する。